

トランプ税制改革下における米国CFC税制

～立法論的示唆と米国におけるタックスプランニング～

〔1〕

寺田知洋*

I はじめに

2017年12月22日、米国においてトランプ大統領の署名により Tax Cuts and Jobs Act (以下、「TCJA」という。)が成立し、ほぼ大半の条項が2018年1月1日から施行された。TCJAの主たる目的は、米国外にある米国企業に関する資産を米国内に還流させ、米国内の雇用創出を図る点にある。そのネーミングから感じられる通り、米国連邦法人税率を21%にすることにより、米国を Tax を考慮した上で魅力的な投資先とし、それにより米国内の雇用を促進させることを意図している。具体的には、米国会社が発行済株式を議決権又は価値ベースで10%以上保有している米国外会社からの配当について、原則米国会社¹の課税所得から控除する制度²(以下、「配当所得控除」又は「Dividend Received Deduction (DRD)」と略す。)を導入したことに加え、米国外に蓄積されてきた利益を今まで以上に米国の税金として捕捉するために、従来のCFC税制に加えて、Global Intangible Low-Tax Income (以下、「GILTI³」と略す。)や、Transition Tax⁴を導入した。つまり、米国内への資金の還流について税制上優遇するととも

に、米国企業が米国外に利益を温存しておくこと自体を制限する方針とした。TCJAは直ちに発効され、2018年1月には米国に本社を置くApple社が今後5年間で3500億米ドルを米国に還流し、20,000人の雇用を創出すると報道された⁵。日本では、米国が、自国の国際租税システムをWorld Wide Income主義からTerritorial主義に変更したと報じられ⁶、米国でもそのように言われているが、それは、米国の課税Baseを限定ないしは減少させることを意味せず、むしろ、米国外資産への課税強化及び米国内への資金の還流による雇用創出及びそれに伴う税収の増加を見越していることに注意が必要である。

他方で、日本は、2009年の税制改正において日本企業が海外に有する利益の還流を目的として、外国子会社益金不算入制度を導入しており、その目的自体は今回のTCJAと軌を一にする。しかしながら、TCJAと異なり、2009年以後、日本は既存のCFC税制に加えて、米国のように海外資産への課税の強化措置を採らなかった。このことが原因か、日本国内にそもそも投資機会が存在しないからか原因は不明であるが、日本の場合には2009年以後、日本企業の外国子会社からの受取配当額が増加したという見解⁷が

*てらだともひろ、弁護士(日本国)

本稿で述べられる見解は全て、筆者の個人的見解であり、筆者が現在所属する又は所属した法律事務所の見解を示すものではない。本稿に関する責任は全て筆者が個人的に負う。なお、本稿作成中にNorthwestern Prizker School of Law Tax LLM ProgramのAdjunct ProfessorであるJeffrey Paul Maydew 弁護士及びJulia Skubis Weber 弁護士から多くの有益な助言をいただいた。この場を借りて御礼申し上げる。

—もくじ—

- I はじめに
- II 米国内外のEntityの分類(Check-the-box)
- III 米国CFC税制全体像
- IV 日本の外国子会社合算税制の適用基準
- V 小括

発表されたが、増加の幅もそれほど大きくなく、2009年以後、設備投資や雇用創出が莫大に増えたという統計は存在していない。

米国の上記税制措置が、米国が既に締結している他国との租税条約違反であるという議論は今のところない。というのも、米国では憲法上、条約と連邦法においては後法が優先するため、TCJAとそれ以前に締結された租税条約ではTCJAの効力が優先するためである。また、米国CFC税制が違法な域外適用であるという議論も今のところ散見されない。というのも、米国CFC税制の下では、米国外子会社に蓄積された earnings and profits⁸ (以下、“E&P”という) が米国株主に配当されたと擬制し、当該配当に対して課税しているという法的構成を採っているため、米国外子会社自体は米国の連邦法上の税制には服していないと建前上されているためである。

本稿では、以上の状況を前提として、米国CFC税制及びそれに付随する制度を、事例を用いながら概観する。その中で、かかる税制の複雑さ、TCJAで追加された新制度(FDII, GILTI, 株式保有関係についての Downstream Attribution 等) が米国CFC税制に及ぼす意義及び効果を述べ、さらに、日本の外国子会社合算税制との比較も織り交ぜる。それにより、理論面としては立法論の在り方、実務面では、米国グループ会社の傘下にある日本企業、または米国グループ会社の株式を一定程度保有しており、米国税制のインパクトを受ける日本株主に対して、米国CFC税制が及ぼす租税インパクトを説明し、米国グループ会社が取ってきたタックスプランニングについても概観する。

なお、本論文においては、米国の内国歳入法典 (Internal Revenue Code, or “IRC”) や Treasury Regulation の定義規定は英語のまま用いることとする。というのも、訳に相当する日本語を充てた場合、日本語の響きから誤解が生じる可能性があり、また、日本語訳を付すことで英語の語感が損なわれることを防ぐためである。

II 米国内外の Entity の分類 (Check-the-box)

1 前置き

米国CFC税制に入る前に、米国には Entity Classification として独特な制度 (いわゆる Check-the-box) があるので概観する。というのも、この Check-the-box を用いることで、米国のCFC税制下において、既存のグループ内の構成を変えることなく、有効なタックスプランニングが可能になるからである。

2 制度の概要

米国では、課税の対象となる Entity の性質を、当該 Entity が Per Se Corporation に該当しない限り、複数の選択肢の中から選択できるという制度がある。Entity Registration Form⁹ にチェックを付けることで Entity の性質を選択・変更できることから、この制度は Check-the-box と呼ばれている。このプロセスは以下のとおりである。

(1) Business Entity 該当性

まず、当該 Entity が Federal Law 上、Business Entity として認識される Entity である必要がある¹⁰。逆にいうと、State Law ではなく、Federal Law が Entity の性質決定を行う上で参照される必要があるということである¹¹。また、明確に、trusts は Business Entity から除かれている¹²。Business Entity の具体例としては、以下のものがあげられる。

- ・ Corporations
- ・ Companies
- ・ Joint ventures
- ・ Partnerships
- ・ Agreements (Partnership として取り扱われる可能性があるため)
- ・ Disregarded entity (DRE)

最後に記載された Disregarded entity (DRE) とは、税法以外の場面では法人として

扱われるが、税法の文脈でのみ法人格が存在しないものとして（独立の納税義務者とはならないという意）扱われる Entity のことをさす。日本で言う個人事業主に近い概念であり、子会社がこの Check を付すと内国歳入法典上、支店として扱われることになる。

(2) Per Se Corporation 該当性

仮に当該 Entity が Business Entity に該当したとしても、Per Se Corporation に該当した場合には、Check-the-box によって Entity Classification を変えることはできない。Per Se Corporation は以下のとおりである。

- ・ U.S. Corporation¹³ (Inc., Corp., 等の文字が末尾に付く会社)
- ・ Treasury Regulation 301.7701- 2(b)(8)(i)に列記されている外国会社（米国外の主要各国における Entity について、最低でも 1 つの Per Se Corporation を列記している。例えば、日本では、株式会社。ドイツでは Aktiengesellschaft。英国及びシンガポールでは Public Limited Company 等の会社が列記されている。）
- ・ 保険会社及び銀行
- ・ 政府系機関や Exempted Organization (IRC 501)
- ・ REITs や RICs (Regulated investment company)
- ・ Publicly traded partnership¹⁴

(3) Eligible entities - Default Classification

Per Se Corporation 以外の Entity は Check-the-box を利用することができる Eligible Entity である。Eligible Entity は Domestic Eligible Entities かそれ以外かで以下のように取り扱いが分かれる。

(3)-1 Domestic Eligible Entities

Entity の owner が 2 以上存在する場合には Partnership 形態が通常であり、Check-the-box をして Corporation を選択しなければ Partner-

ship として扱われる。他方で Entity の owner が 1 である場合には、Check-the-box をして Corporation を選択しない限りは、Entity としては通常は Disregard されることになる (DRE)。つまり、(親) 法人の支店扱いになる。

(3)-2 Foreign Eligible Entities

全ての owner が有限責任のみを追う場合には、Corporation が通常形態となる。他方で、全ての owner が有限責任のみを負うわけではない場合には、owner の数が 2 以上の場合には、partnership が、owner の数が 1 の場合には DRE が通常となる。

3 注意点

(1) Owner とは誰を指すのか？

"owner" とは基本的に equity holder のことを指すが、米国では equity と debt の資本比率において debt の割合が高いと全体又は一部の debt が equity とみなされることがあり、その場合には、debt holder も equity holder としてみなされ、それゆえに owner として扱われることに注意が必要である¹⁵。

(2) Limited or Unlimited Liability とはどこまで勘案するか

通常、Entity の owner が limited liability を有するか unlimited liability を有するかは、Entity の性質自体によって決定される。すなわち、Entity 自体が Limited Liability Partnership (LLP) 等であれば、名称自体から、Entity が第三者に対して負う liability について、その owner が負う liability は自己の出資部分に限定されている (limited liability) と見ることになる。しかしながら、上記 LLP においても、owner が個人的に Equity が第三者に対して負う債務の Guarantor となっている場合が存在し、その場合にかかる個別的な保証契約まで勘案するならば、owner が Entity が負う債務について unlimited liability を負っているとみる

ことも可能である。しかしながら、上記のような Entity の性質外の事情によって owner が Entity が負う債務について unlimited liability を負う場合には、check-the-box 上の unlimited liability とはみなされないと解されている。

(3) Initial Classification 以外の check-the-box の5年間制限

Check-the-box election をしない Eligible Entity については、通常形態 (Default Entity Classification) に従って取り扱われる。他方で、Check-the-box election を行った Eligible Entity については、原則、Election の効力発生日¹⁶から60か月の間、再度の Check-the-box election により Entity classification を変更することが制限される。なお、この例外としては、2度目の Check-the-box election の効力発生日が初回の Check-the-box election の効力発生日と同日である場合及び二度目の Check-the-box election の効力発生日の ownership の50%超が、当初の Check-the-box election の filing の日又は効力発生日に Entity のいかなる interest も保有していなかった場合には、IRS がその裁量で Entity classification の変更を認めることができるという規定がある。

(4) Check-the-box に伴うみなし組織再編

本項の冒頭に、Check-the-box によって「既存のグループ内の構成を変えることなく、有効なタックスプランニングが可能になる」と述べたが、ここでは、check-the-box に伴って（つまり、Form 8832にチェックをするだけで）生じ得る税効果について記載する。check-the-box は Form 8832の Entity Classification のチェック欄にチェックをすることによって、Entity を Default の Entity 又は当初選択した Entity から別の Entity に変更することを可能にするのだが、その際に、米国内国歳入法典上の組織再編が行われたとみなされる¹⁷。また組織再編が起こったものとみなされるのは、Form 8832 に当事者が記載した check-the-box

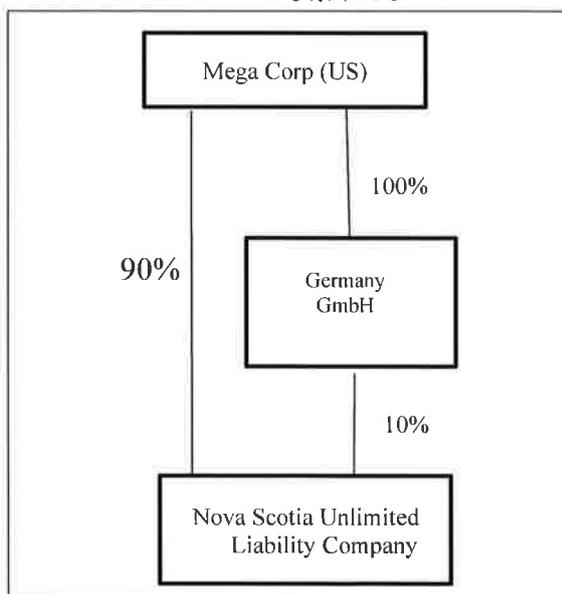
の効力が発生する日の前日の終了時点であることにも注意が必要である。具体的に CFC 税制のプランニングでよく見られる形態は、Corporation¹⁸から DRE へのチェックである。それは、税法上 Corporation の清算に伴う全資産及び負債の親会社への distribution (100% 親子会社間である限り非課税取引) として取り扱われる。もっとも、状況によっては課税取引 (組織再編取引) として扱われることがあるので注意が必要である¹⁹。

(5) Check-the-box 提出における署名

Form 8832を提出するに当たっては、Form 8832の提出時の全員の owner からの署名が必要となる。さらに、Check-the-box の効力を Form 8832の提出日以前に遡らせる場合には、(遡る)効力発生日から提出日の間に owner であった者からも Form 8832提出に当たり署名を取得する必要がある。実務的には、かかる owner への連絡が付かないことがあり、それが理由で効力発生日を遡らせた Form 8832が提出できないという状況に陥ることが散見される。

4 事例

以下の例において、各 Entity の Default Classification について考察する。



German GmbH の Default Classification は DRE である。なぜなら、German GmbH は米国外会社であり、Per Se Corporation として列記されておらず、構成員が無限責任を負う Entity であり、Mega Corp が唯一の owner だからである。

Nova Scotia Unlimited Liability Company は米国外会社であり、Per Se Corporation ではない Entity として列記されている²⁰。さらに、会社名から owner が無限責任を負う。既述の通り GmbH が DRE であるため、Nova Scotia LLC の owner は Mega Corp だけとなる。以上から、Nova Scotia Unlimited Liability Company の Default での Entity Classification は DRE となる。

5 日本の類似制度の存在

日本に Check-the-box と類似する制度は存在しない。以下で見ると、この Check-the-box が米国の Tax Planning において重要な役割をもたらすことになる。

Ⅲ 米国 CFC 税制全体像

1 米国 CFC 税制²¹の趣旨及び目的

一般に、議決権又は価値ベース²²で米国外会社の株式を10%以上保有する米国株主（以下、「US Shareholder」又は「USSH」という。）は、上記の米国外会社の利益について、それが配当として還流されるまで米国の課税権に服さない。その結果、USSH は米国外会社を設立することで、米国外会社に蓄積された passive income を含む所得が米国内で課税所得として認識されることを遅らせることができた。CFC 税制はこの遅延・繰延べを防止する目的で創出された。

2 米国 CFC 税制の概要

(1) 米国内に課税権が存在する法的理由

内国歳入法典に明確に規定されているわけではないが、米国子会社が稼得した Subpart F Income が USSH に配当されたと擬制すること

で、USSH の所得として課税するものである。この点、本稿の冒頭で述べたように、子会社の所得を日本親会社の所得とみなして課税する日本の外国子会社合算税制とはその理論構成が異なる。

(2) 米国 CFC 税制の全体像

(I)米国外会社が事業年度のいずれかの時点²³において“controlled foreign corporation” (CFC) に該当し、(II)課税対象となる株主が、米国外会社が CFC である事業年度の最終日において“US shareholder”である場合に、(III)米国外会社の事業年度が終わる日の属する、株主の事業年度における課税所得に、(i)CFC の Subpart F income に自身の当該 CFC の株式保有比率を乗じた額、(ii)GILTI Income に自身の当該 CFC の株式保有比率を乗じた額、及び(iii)IRC 956に規定する CFC による US Property への投資額に当該 CFC の株式保有割合を乗じた額を加えるという処理をする。(iv)その後、IRC 78に規定する gross-up（以下、“78 Tax gross-up”という。）を行い、USSH の種類により適用になる税率²⁴を適用して得られた額に間接外国税額控除を適用し、USSH の Subpart F income の額を算定する。今回の論稿では(I)及び(II)を論じ、(III)及び(IV)は、次回以降、主として論じる。なお、TCJA で GILTI 税制が導入され、上記と類似の方法によって課税額が算定されるが、詳細は本連載の終盤で概観する。

(3) TCJA との整合性

ここで疑問に思うのは、TCJA の下では、米国外法人である USSH が、自らが保有する米国外会社から配当を受領する場合には、配当額が課税所得から控除される制度（配当所得控除制度）²⁵が導入されたが、それとの整合性がとれているのかという点である。すなわち、既述のように米国における CFC 税制の理論的根拠は、米国外法人から USSH への配当擬制であるところ、擬制された配当は上記配当所得控除制度によって米国の課税対象外となるのではないか

という疑問が沸く。しかしながら、この点について、CFC 税制は上記配当所得控除制度の適用対象外とされているので、理論的一貫性はさておき、法令上は矛盾が生じてない。

(4) 米国 CFC の具体的要件の検討

本稿で述べる米国 CFC 税制適用の主たる要件は、米国外会社の CFC 該当性と US person の USSH 該当性である。

(i) “Controlled Foreign Corporation (CFC)” 該当性

CFC 該当性は、以下の 2 点から判断される。(I)米国外で設立された Corporation であること、及び(II)当該 Corporation の事業年度のいずれかの日において、議決権又は価値ベースで50%超を単独または複数の USSH に、直接、間接、又は擬制的に保有されていることである。要件の詳細は以下で検討する。

「議決権ベース」とは

上記の概念のうち、「議決権ベース」で50%超を保有されていることについては、実質的に議決権行使権限を有する者について考える。具体的には、(i)USSH が米国外会社の board members の過半数を選任、指名、解任する権限を有している場合、(ii)USSH が米国外会社の board members の半数を選任、指名、解任する権限を有しており、(a)半数同士の deadlock となった場合に USSH に指名された者が casting board を握っている場合、又は(b) deadlock 継続中に USSH によって選任された者が米国外会社の governing body が通常行使する権限を行使することができる場合、(iii)USSH によって選任された者が board of directors によって通常行使される権限と同様の権限を行使できる場合、さらに上記に加えて、(iv)仮に USSH から第三者に Voting Power が移転するような Arrangement がとられていた場合であっても、実際上 USSH に voting power が維持されている場合には、上記の Arrangement

は無視される。また、50%超の議決権を有する者が実質的に過半数の議決権を行使できないような Arrangement がとられていた場合には、名目上の議決権ではなく、当該 USSH が実質上の議決権限を行使できるか否かを見て判断する²⁶。上記に関する米国の判例としては、Framatome Connectors USA, Inc. v. Commissioner がある。

「議決権ベース」に関する裁判例

Framatome Connectors USA, Inc. v. Commissioner²⁷

(論点)

CFC 認定の50%超の voting power の認定をどのように判断するか。

(事案)

米国外法人である Burndy-U.S. は日本法人である Burndy-Japan の50%の株式を保有しており、Japan 1 及び Japan 2 株主は Burndy-Japan のそれぞれ25%の株式を保有していた。Burndy-Japan の定款では、ほとんどの会社の行為（定款変更、取締役の選任）について、2/3超の議決権による同意が必要と定めて言えた。さらに、Burndy-Japan の株主間で締結された Agreement には、その他の会社の行為（配当の支払い、他社の買収等）については、全株主の同意を必要とする旨の定めがあった。

(結論)

租税裁判所は、上記の事情（大部分の会社の行為について、2/3超の議決権又は全株主の同意が必要とされる）を考慮すると、Brendy-U.S. は Brendy-Japan の50%超の株式を議決権ベースで保有してはいないと判示した。

(意義)

上記の判例の意義は、米国外会社の CFC 認定を議決権ベースで行う場合には、個別の事情を勘案して事実認定を行う旨を判示した点にある。

「間接、又は擬制的に」保有されているとは

本要件は、以下の USSH 該当性の箇所詳

述する。

(ii) “United States shareholders” (USSH) 該当性

USSHとは、(a) United States person (U.S. person) であり、(b) 直接、間接、又は擬制的に議決権を有する全ての種類の株式の10%以上を議決権又は価値ベースで保有している者をいう。なお、左記の「価値ベースで」という文言はTCJAによって追記されたものであり、2017年12月31日以降に開始する米国外会社の事業年度かつ、かかる米国外会社の事業年度が終わる日の属するUSSHの事業年度から効力を有する。つまり、2017年12月31日の翌日である2018年1月1日以降に事業年度を開始する米国外法人の事業年度が終了する日の属するUSSHの事業年度であるので、早くて2018年事業年度のtax return (確定申告) から適用されることになる。

(a) 「United States person (U.S. person)」とは

United States personとは、米国のcitizen又はresident, domestic partnership, domestic corporation, foreign estate 以外のestate, 一定のtrustをさす。ここで注意すべきは、米国内のpartnershipもUnited States personの定義に入っていることである。米国ではpartnershipは一部の例外を除いて²⁸原則的にpass-through entityとして構成員であるpartnerが持分割合に応じて納税義務を負う。CFC税制の文脈では、partnership自体のgross incomeにSubpart F incomeが加算され、Partnership自体を一つのEntityのように見立てて課税額を計算し、この課税額が各partnerに持分割合に応じて配賦されるという形をとる²⁹。

(b) 「間接、又は擬制的に」株式を保有しているとは

間接的に保有している

株式を「間接的に」保有しているとは、foreign corporation, foreign partnership, or foreign trust or foreign estateが米国外会社の株式を保有している場合には、それぞれ、上記の会社の株主、partner, beneficiaryが米国外会

社の株式を、その持分割合に応じて保有しているものとみなされる。

擬制的に保有している

株式を「擬制的に」(constructively) 保有しているとは、① US personがforeign entityの持分を保有している場合にそのforeign entityが保有する米国外会社の持分がUS personに帰属するとされるもの(foreign entityがcorporation形態の場合には、foreign corporationの株式を10%以上保有している必要がある³⁰)³¹と、②米国外会社の50%以上の株式がforeign corporationに保有されている場合には、米国外会社が、foreign corporationが保有する米国外会社の株式を保有していると擬制するものに分けられる。なお、U.S. personがoptionを保有している場合には、option行使前でもoptionを行使した場合に取得することになる株式を保有しているものと見做される³²。

(iii) TCJAによる追加

この②の擬制は、TCJAによって追加された³³。これにより、米国外会社自体としては、10%未満の株式しか保有していない米国外会社であっても、その米国外会社の株式を50%以上保有する会社が同米国外会社を保有している場合には、当該会社の米国外会社の株式保有比率も米国外会社の米国外会社の株式保有比率としてカウントされることになった。

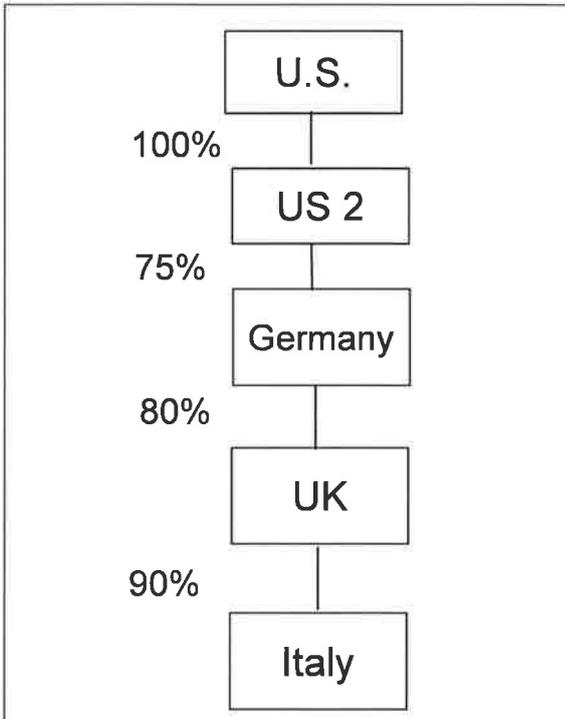
(iv) 注意点

以上の間接・擬制的株式保有制度の適用は、USSHの認定及び米国外会社のCFCの認定のみで用いられる。裏返せば、かかる制度は米国外会社の利益をUSSHのSubpart F incomeとして帰属させる際には用いられないことになる。さらに、以下の例でみるように、USSHが多数連なっている場合には、上記間接・擬制的株式保有制度は、一番最下層のUSSHについてのみ適用になる。Subpart F incomeが多重に課税されることを防ぐためである。

(v) 事例

以下の事例では、どの Entity が USSH か、CFC について検討する。

(v)-1 複数の会社が縦の資本関係にある事例



US2は Germany の75%株式を間接的に保有しているので、US2はUSSHに該当し、GermanyはCFCに該当する。

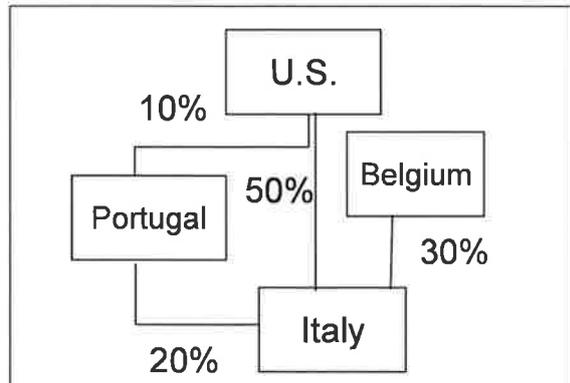
US2はUKの60%株式を間接的に保有しているので、US2はUSSHに該当し、UKはCFCに該当する。

US2はItalyの54%を間接的に保有しているので、US2はUSSHに該当し、UKはCFCに該当する。

USはUS2の100%株式を保有しているが、間接株式保有制度・擬制的株式保有制度は適用ならず、US2、Germany、UK、Italyに蓄積されたSubpart F incomeはUSの所得とはみなされない。というのも、間接株式保有制度は、foreign corporationを中間法人として規定しており、米国法人は中間法人に含まれないからUS2が中間法人となることはなく、USがUS2を通じて以下の法人を保有しているという構成がとられないためである。

擬制的株式保有制度についても、間接株式保有が適用にならない以上適用にならないと解されている。実質的な理由としてえは、US2のSubpart F incomeとして捕捉されたものを再度USで捕捉すると二重課税が生じるので、それを避ける必要があるためである。

(v)-2 複数の会社が異なる持株比率で存在している事例

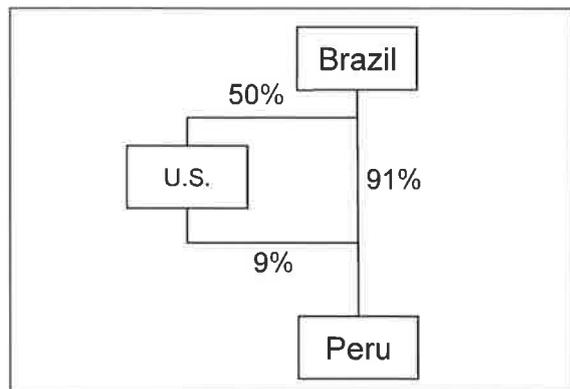


USはItalyの株式を直接50%保有している。そのため、USSHとなるが、それだけではItalyはCFCとはならない。

USはPortugalの株式を10%保有しており、PortugalはItalyの株式の20%を保有している。そのため、間接保有制度により、USはItalyの株を2%保有している(10% x 20%)。

直接及び間接保有を合わせれば、USはItalyの株式の52%を有しており、ItalyはUSのCFCとなる。他方で、本件では、擬制的株式保有制度の適用はない。

(v)-3 擬制的株式保有制度の適用事例



USは直接的にはPeruの株式を9%しか保有していない。そのため、直接的保有関係のみを勘案するとUSはUSSHではなく、PeruはCFCでもない。

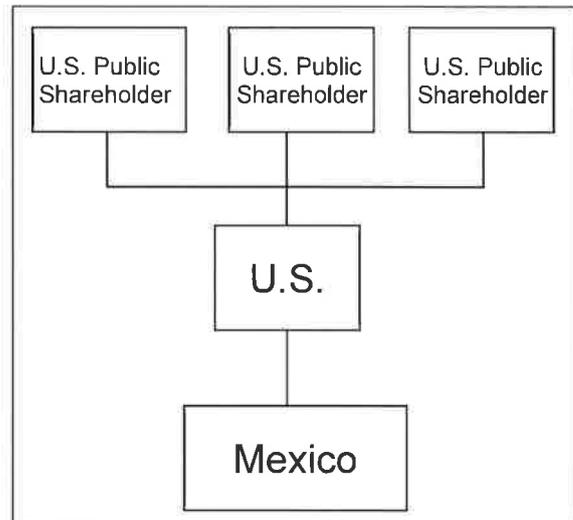
なお、USとPeruの間に中間会社は存在しないので、間接保有制度の適用はない。他方で、BrazilはUSの株式の50%を保有しているため、擬制的株式保有制度が適用され、USがBrazilが保有しているPeru株の91%を保有しているものとして扱われる。

直接保有と間接保有制度の適用の結果、USはUSSHであり、PeruはCFCとなる。

しかしながら、Peruに蓄積されているSubpart F incomeのうち9%のみがUSのSubpart F income inclusionとしてUSの課税対象所得となる（既述のようにSubpart F incomeのinclusionに当たっては、擬制的株式保有制度は適用にならない）。

その結果、USは直接及び擬制的株式保有制度を通じて60%の株式を保有していることになるので、ChinaがCFCとなる。なお、Chinaに蓄積されているSubpart F incomeのinclusionの際には、擬制的株式保有制度は考慮されないため、ChinaのSubpart F incomeのうち50%だけがUSの課税対象所得として算入される。

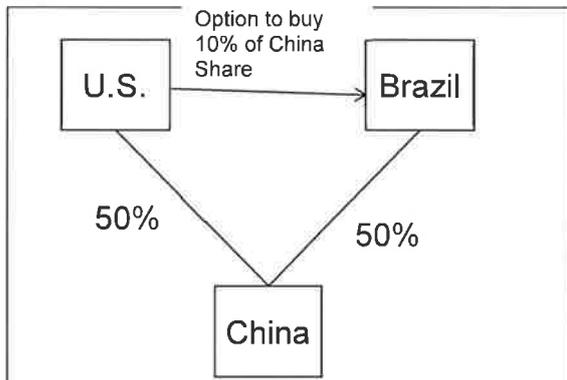
(v)-5 USの株式が株式市場において公開されている場合



US personが1st tier（株主レベル）と2nd tier（U.S.）で重なっているため、前述のように、2nd tierのEntityについてのみUSSHを判断することになる。

USはMexicoの100%株主であるため、USはUSSHであり、MexicoはCFCである。U.S.の株主はUSSHにはならない。

(v)-4 US personがoptionを保有している事例



USがChinaの50%株式を保有しているため、USはUSSHである。他方で、ChinaはCFCではない。

しかしながら、USはBrazilに対して、China株式の10%をBrazilから購入することができるoptionを有している。

option権者はoptionが行使された場合に取得することができる株式を取得しているとみなされるので、USは、上記optionを保有していることによりBrazilが保有しているChina株式のうち10%を保有しているものと見做される。

(5) Subpart F Incomeの対象

不当な課税繰延べに該当する所得の種類としてSubpart F incomeに汲み入れられるものとして、大きく分けて、①利子、配当、賃料、Royalty等のPassive Income、②有形・無形の物の販売・サービス対価であるBase Company Income³⁴、③米国が国交を断絶した国や経済制裁対象国との取引から得られた所得であるNon-Tax Policy-Based Exception、④米国への資金の還流の一形態として捉え得る米国資産又

はそれと同種の物への投資である U.S. Property Intestment が挙げられる。詳細は次号以下で述べる。

(6) USSH の所得として算入される額

CFC の株式保有比率に応じて上記の Subpart F Income が USSH の所得として算入される。理論構成は、みなし配当である。なお、繰り返しになるが、上記で述べた擬制的株式保有制度は、USSH 及び CFC の判定においては用いられるが、USSH の所得額を算定する場合には用いられない。

IV 日本の外国子会社合算税制の適用基準

日本では平成29年税制改正以前は、「特定外国子会社等」に該当するかが外国子会社合算税制の適用の有無の判断基準だった。つまり、外国子会社の実効税率が20%未満であれば、外国子会社合算税制の適用から外れた。この20%はトリガー税率とも呼ばれていた。平成29年税制改正後は、以前の意味でのトリガー税率は廃止されたが、制度適用免除基準として租税負担割合が20%（場合によっては30%）以上であれば、制度適用免除とされている。そのため、平成29年税制改正後も外国子会社合算税制において、20%ないし30%の基準は制度の適用の有無を決めるにあたって重要な意義を持つものと位置づけられている。

V 小括

以上、米国 CFC の概要を述べてきたが、概要だけでも少々複雑であるところ、TCJA によって、従来の CFC 税制の適用範囲を拡大しようという改正がなされている（USSH の定義の適用拡大（by value）、擬制的株式保有制度の導入、CFC の30日要件の廃止等）。以上の改正によって、米国を親会社（又は中間持株会社）とする企業グループは、グループ内における USSH・CFC 該当性について再度の見直しを余儀なくされた。また、既にお気づきかとは思

が、当局による loan（interest）の equity 転換のリスク、10%以上の voting power の認定に当たり事実認定を要するなど、弁護士職務領域も多分に存在する。次回以降は、CFC 税制の実際の適用について見ていくこととするが、ここでも、弁護士の活躍の余地があることに気が付かれることと思う。

[注]

- 1 ここでの「米国会社」は C Corporation のみをさしており、S Corporation は含まない。
- 2 日本における外国子会社からの受取配当益金不算入制度と類似しているが、益金に不算入するのではなく、課税所得から控除するという手段をとる。これは「配当益金不算入」とは必ずしも同じではない。というのも、「課税所得」（taxable income）が文脈によって異なり得るからである。本稿では、IRC 245A を配当所得控除制度と記載する。
- 3 米国では、法律用語を問わず様々な Acronym が用いられることが多い。特にこの GILTI については、「Guilty」を想起させるものとして覚えやすい。Congress や lawmaker がそれを意図したのか否かについては、確定的な説は存在しない。
- 4 これは、過去に蓄積されてきた米国子会社の E&P に対して、一度きりの税金を課すものであるが、本稿では詳細には立ち入らない。
- 5 2018年1月17日付 The Washington Post 誌記事を参照。（<https://www.washingtonpost.com/news/the-switch/wp/2018/01/17/apple-to-open-new-u-s-campus-pledges-to-bring-350-billion-and-20000-jobs-to-the-u-s-within-next-five-years/>）
- 6 「トランプ税制改革」について 財務省主税局調査課 日向寺裕芽子／塩田真弓（https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/201802/201802h.html）
- 7 田近栄治、布袋正樹、柴田啓子「税制と海外子会社の利益送金 - 本社資金需要からみた「2009年度改正」の分析」を参照（<http://www.esri.go.jp/jp/archive/bun/bun188/bun188d.pdf>）
- 8 内国歳入法典上の概念であるが、日本の会社法上の利益剰余金と同様、税法上の配当可能利益をさすものである。
- 9 Form 8832を提出することになる。
- 10 Treas Reg 301.7701-2
- 11 なお、Entity の性質決定を行う Federal Law が State Law を参照している場合があり、その場合は、State Statute 上の Entity であっても

- Federal Law 上の Business Entity として扱われる。具体的には、State Statute 上の joint-stock company や joint-stock association は Federal Law 上の Entity であり、Per Se Corporation である (Treas Reg 301.7701-2(b)(3))
- 12 Treas Reg 301.7701-4。ただし、例外的に、Business trusts (trusts “not simply arrangements to protect or conserve the property for the beneficiaries…; which are often known as business or commercial trusts, generally are created by the beneficiaries simply as a device to carry on a profit-making business which normally would have been carried on through business organizations that are classified as corporations or partnerships under the Internal Revenue Code” See. Treas Reg 301.7701-4(b)) 及び Investment trusts (“investment trust will not be classified as a trust if there is a power under the trust agreement to vary the investment of the certificate holders.” See. Treas Reg 301.7701-4(c)) は上記の “trust” から除外されている。
- 13 連邦法上の S Corporation も含まれる。
- 14 IRC 7704 に規定される Partnership で、Partnership の総所得の90%以上が利子、配当、不動産賃料等の passive income で構成されている特定の例外を除き、証券取引所でその Partnership 持分が取引されているものをいう。
- 15 IRC 385 及びその下位規定の Treas Reg を参照。この IRC 385 の下にある Treasury Regulation の適用に際しての考慮要素は多々あるが、ここでは詳細には立ち入らない。
- 16 この効力発生日は、Form 8832 の提出日から75日以前までの日または同提出日以降12か月以内で Entity が指定した日をさす。(IRC 301.7701-3(c)(1)(iii))
- 17 米国の Corporate Law においては組織再編とはみなされないが、連邦租税法 (IRC) 上、組織再編が起こったとみなされる。
- 18 米国上、法人は Company, Inc., Corp. 等と呼ばれるが、税法上は、これらを総称する表現として “Corporation” が使われる。さらに、Check-the-box の文脈では IRC 上、Corporation は “Association” と表記される。
- 19 内国歳入法典上、組織再編の形態には複数のものがあるが、本稿では立ち入らない。
- 20 Treas Reg 301.7701-2(b)(4)
- 21 米国では、CFC 税制が Internal Revenue Code の “Subpart F” に纏められているため、CFC 税制の下で USSH の Income に include されて米国での課税所得となる額を Subpart F Income と呼ぶ。
- 22 この価値ベース (by value) での株式保有割合は、TCJA によって新たに導入された指標である。
- 23 TCJA 施行前は、米国外会社の事業年度のうち30日以上継続的に CFC であること (いわゆる「30日要件」) が必要とされていたが、TCJA で廃止された。その理由は、30日要件を外すために、30日以内にグループ会社間での株式保有比率を変更するという行為が発生したことが考えられる。
- 24 TCJA が発行した2017年12月22日以降、法人の場合には一律21%の税率となる。
- 25 IRC 245A
- 26 Treas Reg 1.957-1(b)(1) and (2)
- 27 United States Tax Court Jan 16, 2002 118 T.C. 32 (T.C. 2002)
- 28 Publicly traded partnership (IRC 7704(a)) は partnership の interest が証券市場で取引されているか取引されうる状態にあるところの partnership をいい、原則 corporation として課税対象となる。しかしながら、事業年度における売上 (gross income) の90%以上が利子、配当、不動産賃料、不動産の売却又は処分から生じる利益、capital asset の売却または処分から生じる利益等の場合には、corporation ではなく、path-through entity として扱われる (IRC 704(c) and (d))。
- 29 一般に米国では、partnership は pass-through entity として扱われるのだが、United States person の定義規定にあるように、あたかも法人 (corporation) のように見なして partnership レベルで課税所得及び納税額を算定することがある。裏を返せば、partnership の構成員である partner は United States person ではないということである。
- 30 IRC 958(b)(3)
- 31 Foreign entity が50%超の米国外会社の持分を保有している場合には、100%保有しているものとみなされる。IRC 958(b)(2) 参照。
- 32 IRC 958(b), 318(a)(4)
- 33 正確に言うと、TCJA 施行前は明文により適用が排除されていたものを、適用排除条文を repeal することによって、その適用を復活させた形となる。旧 IRC 958(4) 参照。
- 34 Base Company Income が CFC 税制の対象となる一つの取引の類型として規定されている理由として、米国では移転価格税制 (Transfer Pricing) がそれほど機能していないと言われている。